

短答式試驗問題集
[民法・商法・民事訴訟法]

【民法】

【第1問】 (配点: 2)

法人に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 1】）

- ア. 法人は、保佐人になることができる。
 - イ. 法人は、民法上の組合の組合員になることができる。
 - ウ. 法人は、遺言執行者になることができない。
 - エ. 会社は、定款に明示された目的を遂行する上で間接的に必要となるに過ぎない行為をしたときであっても、その行為により権利を有し、義務を負う。
 - オ. 法人は、名誉毀損によって受けた無形の損害について、その賠償を請求することができない。
1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第2問】 (配点: 2)

時効取得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 2】）

- ア. 土地の占有者が所有者からの明渡請求を拒否して占有を継続してきたときは、取得時効の要件である平穏な占有があるとはいえない。
 - イ. 所有权の取得時効期間の計算においては、占有の開始の時が午前零時でなかつたときであっても、占有開始の日が算入される。
 - ウ. 土地の賃借権の取得時効が成立するためには、土地の継続的用益が賃借の意思に基づくことが客観的に表現されていることが必要である。
 - エ. 所有权の取得時効は、占有者が他人によって物の占有を奪われたときであっても、占有回収の訴えにより現実にその物の占有を回復したときは、中断しない。
 - オ. 所有权以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、平穏に、かつ、公然と行使する者は、法定の期間を経過した後、その権利を時効によって取得する。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第3問】 (配点 : 2)

不動産の物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No. 3]**）

- ア. AがA所有の甲土地をBに売却した後、Aが甲土地をCにも売却した。AからBへの所有権移転登記も、AからCへの所有権移転登記もされていない。この場合、Bは、甲土地の所有権の取得を第三者Cに対抗することができる。
- イ. A所有の甲土地について、Bが、Aに無断で、Bを所有権の登記名義人とする登記を備えた。Bと善意無過失のCとの間で甲土地の売買がされ、BからCへの所有権移転登記がされたときは、Cは、甲土地の所有権を取得する。
- ウ. AがA所有の甲土地をBに売却し、AからBへの所有権移転登記がされた後、Aは、詐欺を理由に甲土地の売買契約を取り消した。Bは、その取消し後に甲土地をCに売却した。この場合、Aは、甲土地の所有権がAに復帰した旨の登記を備えなければ、そのことを第三者Cに対抗することができない。
- エ. AとBが共有する土地について、AがAの共有持分を放棄し、その共有持分をBが取得した場合において、その旨の登記がされる前に、Aの債権者CがAの共有持分を差し押さえたときは、Bは、Aの共有持分の取得を第三者Cに対抗することができない。
- オ. AがA所有の甲土地をBに売却した後、AからBへの所有権移転登記がされないままAが死亡した。CがAの唯一の相続人である場合において、Cが相続により甲土地の所有権を取得した旨の登記がされたときは、Bは、甲土地の所有権の取得をCに対抗することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第4問】 (配点 : 2)

即時取得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No. 4]**）

- ア. AがBから預かっているB所有の種子甲を自らの所有物であると偽って、Cに対し、消費貸借の目的として貸し、現実の引渡しをした場合には、Aが甲の所有者であるとCが過失なく信じたときであっても、Cは、甲の所有権を即時取得しない。
- イ. Aは、代理権を有していないにもかかわらず、Bの代理人と称して、B所有のパソコン甲を、Bが甲の所有者であることを知るとともに、AがBの代理人であると過失なく信じたCに売り、甲を現実に引き渡した。この場合は、Cは、甲の所有権を即時取得しない。
- ウ. Aは、A所有のパソコン甲をBに売り、現実の引渡しをした後、錯誤を理由にAB間の売買契約を取り消した。Bが甲の現実の引渡しを受けた時に、Aの意思表示に錯誤がないと過失なく信じていたときであっても、Bは、甲の所有権を即時取得しない。
- エ. Aは、Bから預かっているB所有のパソコン甲を自らの所有物であると偽ってCに売り、Cとの間で、以後AがCのために甲を占有する旨の合意をした。この合意の時に、Aが甲の所有者であるとCが過失なく信じていたときは、Cは、甲の所有権を即時取得する。
- オ. Aは、BからB所有のパソコン甲を預かっていた。Aが死亡し、Aの唯一の相続人Cが甲の占有を始めた場合には、Aが甲の所有者であるとCが過失なく信じていたときであっても、Cは、甲の所有権を即時取得しない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第5問】 (配点 : 2)

地役権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合
わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、**[No. 5]**)

- ア. 地役権者による承役地の使用は、地役権の目的を達成するのに必要であり、かつ、承役地の
所有者のために損害が最も少ない範囲に限られる。
- イ. 地役権は、設定行為に別段の定めがあるときを除き、要役地について存する地上権の目的と
なる。
- ウ. 承役地の所有者が設定行為により自己の費用で地役権の行使のために工作物を設ける義務を
負担したときは、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。
- エ. 要役地が数人の共有に属するときは、共有者全員について消滅時効の更新事由がなければ、
時効の更新は、その効力を生じない。
- オ. 通行地役権は、承役地となる土地の所有者によってその土地の上に通路が開設されたときで
なければ、時効によって取得することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第6問】 (配点 : 2)

留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合
わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、**[No. 6]**)

- ア. AがA所有の甲土地をBに売却し引き渡した後、Aが甲土地をCに売却してAからCへの所
有権移転登記がされたときは、Bは、Cからの所有権に基づく明渡請求に対し、売買契約に基
づく所有権移転義務の履行不能を理由とするAに対する損害賠償請求権を被担保債権として、
留置権を行使することができる。
- イ. 甲建物の賃借人でありその引渡しを受けたAが、その所有者であり賃貸人であるBに対する
有益費償還請求権を被担保債権として甲建物につき留置権を行使するときは、Bに対し、留置
権を行使している間の建物の使用の対価を支払うことを要しない。
- ウ. AがB所有の時計をCに売り、引き渡したものの、Cに即時取得が成立しないときは、Cは、
Bからの所有権に基づく返還請求に対し、売買契約に基づく所有権移転義務の履行不能を理由
とするAに対する損害賠償請求権を被担保債権として、留置権を行使することができない。
- エ. A所有の甲土地を建物所有目的で賃借し、その引渡しを受けていたBが甲土地上に存するB
所有の建物につき建物買取請求権を行使したときは、Bは、Aからの甲土地の明渡請求に対し、
その建物の代金債権を被担保債権として、留置権を行使することができる。
- オ. A所有の時計を留置権に基づいて留置しているBが、その時計をAの承諾を得ずにCに賃貸
したときは、Aは、留置権の消滅を請求することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第7問】 (配点 : 2)

質権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、**[No. 7]**)

- ア. 質権者は、質権設定者の承諾を得なければ、質物について、自己の債務を被担保債権として質権を設定することができない。
- イ. 動産質権者は、質物から生ずる果実を收取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。
- ウ. 動産質権者は、質権設定者の承諾を得なくても、質物の保存に必要な使用をすることができる。
- エ. 不動産質権の目的である不動産の管理の費用は、設定行為に別段の定めがないときは、不動産質権者が負担する。
- オ. 質権は、設定行為に別段の定めがないときは、質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保しない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第8問】 (配点 : 2)

債権の目的に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、**[No. 8]**)

- ア. 債権者は、外国の通貨で債権額が指定された金銭債権について、債務者に対し、日本の通貨による履行を請求することができない。
- イ. 債権の目的が2個の給付の中から選択によって定まる場合において、一方の給付が、選択権を有する者の過失によらず不能となったときは、債権の目的は、他方の給付に特定しない。
- ウ. 選択債権における選択権は、別段の意思表示がないときは、債務者に属する。
- エ. 支分権としての利息債権は、既に発生したものであっても、元本債権から分離して譲渡することができない。
- オ. 債務者による利息の支払が1年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、延滞した利息を元本に組み入れることができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第9問】 (配点 : 2)

弁済に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No. 9】**）

- ア. 種類債務の債務者が他人の物を弁済として引き渡し、債権者がその物の所有権を取得することができない場合であっても、債権者がその物を善意で消費したときは、その弁済は、有効である。
- イ. 債務者が1個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、債務者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、当事者間の別段の合意がない限り、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。
- ウ. 真正なキャッシュカードを盗取した者が、機械払の方法により当該キャッシュカードに係る預金の払戻しを受けたときは、当該払戻しが受領権者としての外観を有する者に対する弁済として有効となることはない。
- エ. 債務者が、債権者との間で、その負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をしたときであっても、債務者は、当初負担した給付をして債務を消滅させることができる。
- オ. 後順位抵当権者は、先順位抵当権者の意思に反して先順位抵当権の被担保債権の弁済をすることができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第10問】 (配点 : 2)

特定物甲の売主Aが買主Bから代金の支払を受けるまでに、甲は、ABいずれの責めにも帰することができない事由によって滅失又は損傷した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No. 10】**）

- ア. 甲の滅失がBへの引渡し前に生じた場合において、AがBに対し代金の支払を求めて訴えを提起したときは、Bの危険負担の抗弁は、BがAに対し代金の支払を拒絶することを主張して行使しなければならない。
- イ. 甲の滅失がBへの引渡し前に生じた場合において、AがBに対し代金の支払を求めて訴えを提起し、Bの危険負担の抗弁の主張が認められるときは、請求棄却の判決がされる。
- ウ. 甲の損傷がBへの引渡し前に生じた場合には、過分の費用を要することなく甲を契約の内容に適合した状態に修復して引き渡すことができるときであっても、Bは、危険負担の抗弁を主張して、代金の一部の支払を拒むことができる。
- エ. A B間の売買契約に甲の所有権は代金完済時に移転する旨の特約が付されていた場合において、甲の滅失がBへの引渡し後であったときは、Bは、危険負担の抗弁を主張して代金の支払を拒むことができる。
- オ. AがBに甲を引き渡そうとしたところ、その品質が契約の内容に適合しないものであったためにBがその受領を拒んだときは、その後に甲の滅失が生じたとしても、Bは、危険負担の抗弁を主張して代金の支払を拒むことができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第11問】 (配点 : 2)

使用貸借契約に基づいて貸主Aが借主Bにその目的物である甲建物を引き渡した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、 **[No. 11]**)

- ア. Bが甲建物について通常の必要費を支出したときは、Bは、その償還をAに請求することができない。
- イ. Bが甲建物の引渡しを受けた後に乙動産を甲建物に附属させ、これを分離するのに過分の費用を要する場合であっても、Bは、使用貸借が終了したときは、乙動産を収去する義務を負う。
- ウ. A B間の使用貸借は、Aの死亡によって終了する。
- エ. 使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的が定められていなかったときは、Aは、いつでも契約の解除をすることができる。
- オ. Bが契約の本旨に反する使用をしたことによって生じた損害の賠償請求権については、Aが甲建物の返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第12問】 (配点 : 2)

寄託に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、 **[No. 12]**)

- ア. 無報酬の受寄者は、寄託が書面によってされたときであっても、寄託物を受け取るまで、寄託契約の解除をすることができる。
- イ. 受寄者は、報酬の有無にかかわらず、自己の財産に対するのと同一の注意をもって寄託物を保管する義務を負う。
- ウ. 寄託物の性質によって受寄者に損害が生じた場合は、寄託者が過失なくその性質を知らなかつたとき、又は受寄者がこれを知っていたときを除き、寄託者は、その損害を受寄者に賠償しなければならない。
- エ. 受寄者は、寄託物を保管するのに必要と認められる債務を負担した場合は、無報酬のときに限り、寄託者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。
- オ. 預金契約による金銭の受寄者は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、寄託者に対し、いつでも寄託された金銭の返還をすることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第13問】 (配点 : 2)

事務管理に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、**[No. 13]**)

- ア. 管理者が他人の事務の管理を始めた時にそれが本人の意思に反することが明らかであったときは、事務管理は、成立しない。
- イ. 管理者は、本人の意思を推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。
- ウ. 事務管理をするについて費用を要するときは、本人は、管理者の請求により、その前払をしなければならない。
- エ. 管理者が本人の身体に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をした場合において、管理者に故意又は過失があったときは、管理者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- オ. 管理者は、本人に引き渡すべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第14問】 (配点 : 2)

婚姻及び離婚に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、**[No. 14]**)

- ア. 父と母が、子に嫡出子の地位を得させるための便法としてすることを合意して婚姻の届出をしたもの、父母の双方に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思がなかったときは、婚姻は、無効である。
- イ. 夫婦としての実質的生活関係が存続している男女が婚姻意思に基づいて婚姻届を作成したものの、婚姻届の提出の時にその一方が昏睡状態に陥っていたときは、婚姻は、無効である。
- ウ. 夫婦としての実質的生活関係が存在している男女の一方が他方の意思に基づかずに婚姻届を作成し、これを提出したものの、後に他方が当該届出の事実を知ってこれを追認したときは、婚姻は、その追認の時から有効となる。
- エ. 夫婦が、法律上の婚姻関係を解消する意思の合致に基づいて離婚の届出をしたもの、その届出が生活保護費の受給を継続するための方便としてのものであり、その後も夫婦としての実質的生活関係を継続したときは、離婚は、無効である。
- オ. 夫婦が、離婚意思に基づいて離婚届を作成し、夫婦の一方がいったん保管した後にこれを提出したものの、他方が届出時までに翻意していたことが明確であったときは、離婚は、無効である。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第15問】 (配点 : 2)

遺留分に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No. 15]**）

- ア. 代襲相続人は、遺留分を有しない。
- イ. 被相続人の兄弟姉妹は、遺留分を有しない。
- ウ. Aが死亡し、その子B及びCがAの相続人となるべき場合は、Bが相続の放棄をしたときでも、Cが遺留分として受ける額は、変わらない。
- エ. 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、効力を生ずる。
- オ. 遺留分侵害額の請求は、訴えによってしなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【商法】

【第16問】 (配点：2)

取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）の発起設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、

【No.16】）

- ア. 発起人は、設立時取締役になるか否かにかかわらず、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。
- イ. 発起人は、設立時代表取締役を選定しなければならない。
- ウ. 株式会社の成立により発起人が受ける報酬についての定めは、株式会社を設立する際の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
- エ. 発起人がその引き受けた設立時発行株式の払込金額の払込みを仮装した場合には、当該発起人から当該設立時発行株式を譲り受けた者は、善意でかつ重大な過失がないときであっても、当該設立時発行株式についての株主の権利を行使することができない。
- オ. 発起人は、株式会社の成立の前に、創立総会を招集しなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第17問】 (配点：2)

会社法上の公開会社の株式に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.17】）

- ア. 株式会社は、ある種類の株式の株主が当該種類の株式1株につき複数個の議決権を有することを内容とする種類の株式を発行することができる。
- イ. 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない。
- ウ. 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数を減少する場合には、変更後の発行可能株式総数を当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数未満とすることができます。
- エ. 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数を当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍以下としなければならない。
- オ. 株券発行会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第18問】 (配点 : 2)

株式の併合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に係る株式会社の定款には、単元株式数の定めがないものとする。(解答欄は、**[No.18]**)

- ア. 株式買取請求をした反対株主は、会社法上所定の期間内に株式会社との間で株式の価格の決定についての協議が調った後であっても、当該株式会社の承諾を得ることなく株式買取請求を撤回することができる。
- イ. 株式会社が株式の併合をしようとするときは、株主総会の決議によって、当該株式の併合の効力発生日のほか、当該株式の併合の基準日を定めなければならない。
- ウ. 株式の併合が法令に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。
- エ. 株式の併合をした株式会社は、株主総会で決議された当該株式の併合の効力発生日における発行可能株式総数についての定めに従い、当該効力発生日に、当該発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされる。
- オ. 会社法上の公開会社である株券発行会社は、株式の併合をしたときは、併合した株式に係る株券を発行することを要しない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第19問】 (配点 : 2)

新株予約権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、**[No.19]**)

- ア. 新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間の終期は、当該新株予約権付社債の償還の期限と一致するように定めなければならない。
- イ. 募集新株予約権の引受けの申込みをした者は、割当日に、株式会社が割り当てた募集新株予約権の新株予約権者となる。
- ウ. 株式会社は、株主に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の新株予約権の割当てをすることができる。
- エ. 株式会社は、譲渡による譲渡制限新株予約権の取得を承認しない旨の決定をしたときは、当該譲渡制限新株予約権を買い取る者を指定し、又は当該譲渡制限新株予約権を買い取らなければならない。
- オ. 株式会社は、取得条項付新株予約権の内容に基づき当該取得条項付新株予約権を取得すると引換えに、当該取得条項付新株予約権の新株予約権者に対して分配可能額を超える額の金銭を交付することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第20問】 (配点 : 2)

取締役会設置会社でない株式会社に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、**【No.20】**)

1. 取締役会設置会社でない株式会社は、定款の定めに基づく取締役の互選によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。
2. 取締役会設置会社でない株式会社は、監査役を置くことができる。
3. 取締役会設置会社でない株式会社は、監査役会を置くことができない。
4. 取締役会設置会社でない株式会社の株主は、株主総会の日の前に当該株式会社に対して通知をすることなく、その有する議決権を統一しないで行使することができる。
5. 取締役会設置会社でない株式会社において、取締役が2名以上ある場合において、代表取締役その他当該株式会社を代表する者を定めていないときは、取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、委任を受けていなくても、各自が当該株式会社の業務を決定することができる。

【第21問】 (配点 : 2)

株主総会又は取締役会の決議に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、**【No.21】**)

- ア. 取締役会設置会社において、利益相反取引をすることについて取締役会の承認を受けたときは、当該取引をした取締役は、当該取引によって生じた当該取締役会設置会社の損害を賠償する責任を負わない。
- イ. 代表取締役の解職に関する取締役会の決議について、その代表取締役は、議決に加わることができない。
- ウ. 代表取締役が取締役会の決議を経てすることを要する対外的な個々的取引行為を取締役会の決議を経ないでした場合には、当該取引行為は、内部的意思決定を欠くため、原則として無効である。
- エ. 定款の定めも株主総会の決議もなく支払われた取締役の報酬について事後に株主総会の決議を経たときは、特段の事情がない限り、当該報酬の支払は有効である。
- オ. 会社法上の公開会社において、代表取締役が、株主総会の特別決議を経ることなく、株主以外の者に対して特に有利な払込金額で新株を発行した場合には、当該新株発行には無効原因がある。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第22問】 (配点 : 2)

株式会社（特例有限会社を除く。）の監査役に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.22]**）

- ア. 株式会社の親会社の取締役は、当該株式会社の監査役を兼ねることができない。
- イ. 取締役会設置会社の監査役が自己又は第三者のために当該取締役会設置会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、取締役会の承認を受けなければならない。
- ウ. 成年被後見人は、監査役となることができない。
- エ. 監査役会設置会社でない株式会社の監査役は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合には、監査役の全員の同意によって当該会計監査人を解任することができる。
- オ. 会社法上の公開会社でない株式会社は、監査役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第23問】 (配点 : 2)

甲株式会社（以下「甲社」という。）が乙株式会社（以下「乙社」という。）に対してその事業の一部を吸収分割又は事業譲渡の方法により承継させる場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.23]**）

- ア. 吸収分割及び事業譲渡のいずれの方法による場合であっても、乙社が、甲社に対して当該承継の対価として乙社の株式を交付するには、裁判所に対して検査役の選任の申立てをしなければならない。
- イ. 乙社の反対株主の乙社に対する株式買取請求権についての会社法の規定があるのは、事業譲渡の方法による場合のみである。
- ウ. 乙社が、甲社との合意により、当該承継に際して甲社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる乙社の新株予約権を交付することができるのは、吸収分割の方法による場合のみである。
- エ. 甲社がその債務を乙社に免責的に承継させようとする場合に当該債務に係る債権者の個別の同意を得る必要があるのは、吸収分割の方法による場合のみである。
- オ. 甲社及び乙社が、効力発生日後遅滞なく、共同して当該承継に関する会社法所定の書面又は電磁的記録を作成しなければならぬのは、吸収分割の方法による場合のみである。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第24問】 (配点 : 2)

株主総会の決議の取消しの訴えに関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、**【No.24】**）

1. 取締役の選任についての株主総会の決議の取消しの訴えは、株式会社及び選任された取締役を被告としなければならない。
2. 株主総会の決議の取消しの訴えを提起した株主が出訴期間の経過後に当初の主張とは異なる取消事由を新たに追加して主張することは、許されない。
3. 株主は、他の株主に対する株主総会の招集手続の瑕疵を理由として株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができない。
4. ある事業年度に係る計算書類の承認についての株主総会の決議の取消しの訴えに係る訴訟が係属している間に、その次の事業年度に係る計算書類が株主総会において承認された場合には、特別の事情がない限り、当該決議の取消しを求める訴えの利益が失われることとなる。
5. 取締役の解任を目的とする株主総会において、取締役の解任の議案が否決された場合には、当該議案に賛成した株主は、当該株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる。

【第25問】 (配点 : 2)

定款の変更に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.25】**）

- ア. 持分会社の社員が死亡した場合に当該社員の相続人が当該社員の持分を承継する旨の定款の定めがあるときは、当該持分会社は、当該相続人が当該持分を承継した時に、当該相続人に係る定款の変更をしたものとみなされる。
- イ. 合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなつた場合には、当該合資会社は、合同会社となる定款の変更をしたものとみなされる。
- ウ. 株式会社は、定款を変更して、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けようとする場合には、株主全員の同意を得なければならない。
- エ. 株式会社の成立後に定款を変更する場合には、当該定款の変更は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- オ. 種類株式発行会社は、ある種類の株式の発行後に定款を変更して、当該種類の株式の内容として、当該種類株式発行会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができる旨の定款の定めを設けようとする場合には、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第26問】 (配点 : 2)

会社に関する次のアからオまでの各事項のうち、登記することを要しないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.26】**）

- ア. 株式会社において剰余金の配当の基準日についての定款の定めがある場合におけるその基準日
 - イ. 株式会社において単元株式数についての定款の定めがある場合におけるその単元株式数
 - ウ. 指名委員会等設置会社の代表執行役の氏名及び住所
 - エ. 社債管理者を定めた場合におけるその氏名又は名称
 - オ. 合名会社の社員の氏名又は名称及び住所
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第27問】 (配点 : 2)

個人商人（小商人に当たる者を除く。）の商号に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.27】**）

- ア. 商号の譲渡は、営業とともにする場合には、登記をしなくとも、第三者に対抗することができる。
 - イ. 自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した商人は、当該他人と取引をした者において当該商人が当該営業を行うものと誤認したか否かにかかわらず、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。
 - ウ. 商人は、その商号を登記しなければならない。
 - エ. 営業を譲り受けた商人（以下「譲受人」という。）が営業を譲渡した商人（以下「譲渡人」という。）の商号を引き続き使用しない場合であっても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、当該債務の引受けがされたと信じた譲渡人の債権者は、当該広告を見たか否かにかかわらず、譲受人に対して弁済の請求をすることができる。
 - オ. 判例の趣旨によれば、商人は、数種の独立した営業を行い、又は数個の営業所を有する場合には、その各営業又は営業所につき別異の商号を有することができる。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第28問】 (配点 : 2)

甲株式会社（以下「甲社」という。）を買主、乙株式会社（以下「乙社」という。）を売主とする売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.28】**）

- ア. 甲社の従業員が、乙社との間で売買契約を締結する代理権を甲社から授与された場合において、甲社のためにすることを示さないで乙社との間で売買契約を締結したときは、乙社は、甲社に対し、その履行を請求することができない。
- イ. 甲社が乙社から買った目的物の代金をその弁済期になっても支払わない場合には、別段の意思表示がない限り、乙社は、甲社から修理のために預かっていた別の動産であって甲社が所有するものの返還を拒むことができる。
- ウ. 甲社は、これまでに取引関係になかった乙社から売買の申込みを受けるとともにその目的物の引渡しを受けた場合において、その目的物と同種の目的物を第三者から継続的に買っており、乙社との間で売買契約を締結する意思がないときは、乙社から引渡しを受けた目的物の価額にかかわらず、直ちにその目的物を廃棄することができる。
- エ. 判例の趣旨によれば、乙社が品質に関して契約の内容に適合しない目的物をそのことを知らずに甲社に引き渡した場合において、その不適合が直ちに発見することができないものであるときは、受領後1年を経過した後にその不適合を発見した甲社は、直ちに乙社に対してその旨の通知を発すれば、乙社に対し、品質に関して契約の内容に適合する目的物の引渡しを請求することができる。
- オ. 売買の性質上、特定の日時に目的物を引き渡さなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙社がその日時に当該目的物を甲社に引き渡さなかつたときは、甲社が直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をしたものとみなされる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第29問】 (配点 : 2)

匿名組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.29】**）

- ア. 匿名組合員が出資した財産は、匿名組合員の共有に属する。
- イ. 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。
- ウ. 匿名組合員は、営業者の業務を執行することができない。
- エ. 匿名組合契約は、匿名組合員の死亡により当然に終了する。
- オ. 匿名組合員は、営業者の行為によって生じた債務について、営業者に代わって弁済する責任を負う。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第30問】 (配点 : 2)

約束手形に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.30】**）

- ア. 自己を表示する名称として他人の氏名を振出人欄に記載して約束手形を振り出した者は、振出人としてその手形金の支払義務を負う。
- イ. 裏書人欄に会社の名称が記載され、社印が押捺されている場合には、当該会社の代表者の自署又は記名捺印がないときであっても、その裏書は、無効とはならない。
- ウ. 手形金の一部のみを譲渡する裏書は、無効である。
- エ. 白地手形について、その支払呈示期間内に手形要件を補充しないまま支払のための呈示がされた場合であっても、後日手形要件が補充されたときは、当該呈示は、遡って支払のための呈示としての効力を有する。
- オ. 白地手形を取得した所持人が振出人と受取人との間であらかじめされた白地の補充に関する合意と異なる白地の補充をした場合には、当該所持人が善意でかつ重大な過失がないときであっても、当該振出人は、その白地の補充に関する合意に反することをもって当該所持人に対抗することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

[民事訴訟法]

[第31問] (配点: 2)

訴訟代理人に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.31】）

- ア. 訴訟代理人が数人あるときは、送達は、その一人にすれば足りる。
- イ. 訴訟係属後に当事者である法人が合併により消滅したときは、その当事者から委任を受けた訴訟代理人の訴訟代理権は消滅する。
- ウ. 弁護士法第25条第1号の規定に違反することを理由として訴訟行為を排除する旨の決定に対しては、自らの訴訟代理人の訴訟行為を排除するものとされた当事者は、即時抗告することができる。
- エ. 訴訟代理人は、委任を受けた事件について移送の申立てをするときは、特別の委任を受けなければならない。
- オ. 当事者から委任を受けた訴訟代理人が復代理人を選任した場合において、その訴訟代理人が死亡したときは、復代理人の代理権は消滅する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

(参照条文) 弁護士法

(職務を行ひ得ない事件)

第25条 弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。ただし、第3号及び第9号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二～九 (略)

[第32問] (配点: 2)

独立当事者参加に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.32】、【No.33】順不同）

- 1. 他人間の訴訟の結果によって権利が害されることを主張して訴訟に参加することができる第三者は、当該訴訟の判決が直接に効力を及ぼし、これに服ざざるを得ない者に限定されず、広く当該訴訟の結果により間接に自己の権利が侵害されるおそれのある者も含まれる。
- 2. 独立当事者参加の申出は、参加人が参加を申し出た訴訟において裁判を受けるべき請求を提出しなければならず、単に当事者の一方の請求に対して訴え却下又は請求棄却の判決を求めるのみの参加の申出は許されない。
- 3. 裁判所は、原告、被告及び参加人の一部のみを名宛人とする終局判決をすることができる。
- 4. 原告の主張する事実について被告が自白をしたとしても、参加人が争う限り、自白としての効力は生じない。
- 5. 終局判決に対して原告、被告及び参加人のうち一人のみから適法な上訴がされた場合には、当該終局判決のうち、その一人が当事者となっている部分は確定することなく移審し、その余の部分は確定する。

【第33問】 (配点 : 2)

訴訟上の和解に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.34]**）

- ア. 被保佐人が相手方の提起した訴えについて訴訟上の和解をするには、保佐人による特別の授權が必要である。
- イ. 貸金請求事件において訴訟上の和解の権限を授与された被告の訴訟代理人は、和解の条項として、貸金債務の弁済期日を延期し、かつ分割払いとする代わりに、その担保として、被告所有の不動産について原告のために抵当権を設定することが含まれている場合には、その抵当権設定契約をする権限を有する。
- ウ. 補助参加に係る訴訟では、被参加人は、補助参加人が不出頭の期日において、相手方との間で訴訟上の和解を成立させることはできない。
- エ. 当事者は、300万円の売買代金債務の存否に関する争いについて、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所に、訴え提起前の和解の申立てをすることができる。
- オ. 建物明渡請求事件において、建物を明け渡すことを内容とする訴訟上の和解が調書に記載されたときは、その記載の効力は、和解をした当事者のみならず、和解成立後に当事者から当該建物の占有を承継した者にも及ぶ。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第34問】 (配点 : 2)

申立事項と判決事項に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、**[No.35]**、**[No.36]**順不同）

1. 訴訟上の和解が成立したことによって訴訟が終了した後、被告が当該和解の無効を主張して既に終了した訴訟手続の続行を求めて期日指定の申立てをした場合において、いずれの当事者も当該和解が無効であることの確認を求めていないときは、裁判所は、主文において、当該和解が無効であることを確認する判決をすることはできない。
2. 不法行為による損害賠償請求権に基づいて損害の総額1000万円から2割の過失相殺をした800万円の支払を求めることが明示された訴訟において、裁判所は、総額1000万円の損害が認められ、5割の過失相殺をすべきときは、請求額800万円から5割の過失相殺をした400万円の支払を命ずる判決をしなければならない。
3. 給付訴訟において、その給付請求権について被告が主張する不執行の合意の事実が認められるときは、裁判所は、その請求権について強制執行をすることができないことを主文において明示しなければならない。
4. 裁判所は、100万円の債務のうち50万円を超える部分の不存在の確認を求める訴訟において、債務の額が20万円であると認めたときは、100万円の債務のうち20万円を超える部分が不存在であることを確認する判決をすることができる。
5. 裁判所は、当事者が申立てをしない場合でも、判決において、訴訟費用の負担の裁判をしなければならない。

【第35問】 (配点 : 2)

準備書面に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.37】**）

- ア. 準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。
 - イ. 当事者が準備書面に記載した事項は、その準備書面が裁判所に提出されただけでは、判決の基礎とすることはできない。
 - ウ. 準備書面は、裁判所を通じて相手方に送付しなければならない。
 - エ. 文書を準備書面に引用した当事者は、裁判所又は相手方の求めがなくとも、その写しを提出しなければならない。
 - オ. 口頭弁論は、簡易裁判所においても、書面で準備しなければならない。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第36問】 (配点 : 2)

訴訟手続の中止及び受継に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、**【No.38】**、**【No.39】** 順不同）

- 1. 訴訟代理人のない選定当事者が追行する訴訟の係属中に選定者の全員が死亡したときは、訴訟手続は中断する。
- 2. 訴訟係属中に原告が死亡した場合において、訴訟物である権利が原告の一身専属権であるときは、訴訟手続は、当然に終了する。
- 3. 訴訟手続の中止中においては、中断前に口頭弁論が終結していた場合であっても、判決の言渡しをすることができない。
- 4. 訴訟代理人のない法人が追行する訴訟の係属中にその代表者の代表権が消滅した場合において、その代表権の消滅が公知の事実であるときは、相手方にその旨の通知がなくとも、代表権の消滅があった時点で訴訟手続は中断する。
- 5. 訴訟手続が中断した場合には、裁判所は、当事者が受継の申立てをしなくても、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

【第37問】 (配点 : 2)

民事訴訟に関する異議権（責問権）に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.40】**）

- ア. 被告に送達されるべき訴状を被告と同居する受送達権限を欠く者が受領した場合であっても、被告が委任した訴訟代理人が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭し異議なく弁論をしたときは、その瑕疵は、異議権の喪失によって治癒される。
- イ. 宣誓させるべき証人に宣誓させないで尋問がされた場合において、当事者がそのことを知りながら遅滞なく異議を述べないときであっても、その瑕疵は、異議権の喪失によっては治癒されない。
- ウ. 訴えの変更が書面によってされず、被告への送達もされなかった場合において、被告がそのことを知りながら遅滞なく異議を述べないときであっても、その瑕疵は、異議権の喪失によっては治癒されない。
- エ. 判決言渡期日として口頭弁論終結の日から2か月を超えた日が指定された場合であっても、当事者は、これに対する異議権はない。
- オ. 口頭弁論に関与していない裁判官が判決をした場合において、当事者がそのことを知りながら遅滞なく異議を述べないときであっても、その瑕疵は、異議権の喪失によっては治癒されない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第38問】 (配点 : 2)

訴訟行為の時期に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、**【No.41】**）

1. 本案について口頭弁論をした後においては、訴訟要件を欠く旨の主張をすることはできない。
2. 弁論準備手続の終結後においては、新たな攻撃防御方法を提出することはできない。
3. 証人の尋問が終了した後においては、当該証人の尋問の申出を撤回することはできない。
4. 第一審判決が言い渡された後においては、その確定前であっても、第一審裁判所で訴訟上の和解をすることはできない。
5. 控訴審においては、相手方の同意があっても、反訴を提起することはできない。

【第39問】 (配点 : 2)

証拠の収集又は証拠調べに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.42】**）

- ア. 訴えの提起前における証拠保全の手続においては、証人の尋問をすることはできない。
- イ. 裁判所は、必要があると認めるときは、提出された文書の原本を書証として取り調べた後も、これを留め置くことができる。
- ウ. 検証の申出は、期日前においてはすることはできない。
- エ. 文書の所持者が、その文書につき文書提出義務を負うときであっても、当該所持者に対して当該文書の送付の嘱託をすることができる。
- オ. 訴えの提起前における証拠収集の処分においては、調査の嘱託をすることはできない。

1. ア エ 2. ア ウ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第40問】 (配点 : 2)

鑑定に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、 **[No.43]**)

- ア. 鑑定人に対する質問は、順序の変更をしない限り、鑑定の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序です。
- イ. 裁判所は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によっては、鑑定人に口頭で意見を述べさせることはできない。
- ウ. 裁判所は、鑑定人が書面で意見を述べた後は、その鑑定人に更に意見を述べさせることはできない。
- エ. 裁判所は、同一の鑑定事項について、同時に複数の鑑定人を指定して、意見を述べさせることができる。
- オ. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、鑑定のために必要な事項について、当事者及び鑑定人と協議をすることができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第41問】 (配点 : 2)

訴えの取下げに関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 (解答欄は、 **[No.44]**)

- ア. 和解の期日においては、訴えの取下げを口頭ですることはできない。
- イ. 訴えの取下げは、口頭弁論期日が開かれた後は、相手方が訴えの却下を求め、その理由のみを主張している場合であっても、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
- ウ. 当事者双方が、連続して2回、口頭弁論期日に出頭しなかったときは、被告の同意を得なくても、訴えの取下げの効力を生ずる。
- エ. 判決言渡期日の前日に訴えの取下げが書面でされた場合において、訴えの取下げに相手方が異議を述べるかどうかが判明していないときは、裁判所は予定していた判決言渡期日において、判決を言い渡すことができない。
- オ. 終局判決があった後に訴えの取下げをした当事者は、新たな訴えの利益又は必要性が存するときは、前訴と当事者及び訴訟物を同一とする訴えを提起することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第42問】 (配点 : 2)

確定判決の既判力に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**[No.45]**）

- ア. 買主Xが売主Yに対し、売買契約により建物の所有権を取得したとして所有権の確認を求める訴えを提起し、請求を認容する判決が確定した後、YがXに対し、同一の建物について所有権の確認を求めて訴えを提起し、その訴状において上記売買契約を詐欺により取り消すとの意思表示をした場合には、後訴裁判所がYの主張を認めてYの請求を認容する判決をすることは、前訴の確定判決の既判力に反し許されない。
- イ. 土地の賃貸人Xが、その土地上に建物を所有する賃借人Yに対し、賃貸借契約の終了に基づき、建物を収去して土地を明け渡すことを求める訴えを提起し、請求を認容する判決が確定した後、YがXに対し、請求異議の訴えを提起し、その訴状において建物買取請求権を行使するとの意思表示をした場合には、後訴裁判所が建物買取請求権行使の効果を異議の事由として認めてYの請求を認容する判決をすることは、前訴の確定判決の既判力に反し許されない。
- ウ. 受贈者Xが贈与者Yに対し、贈与契約に基づく土地の引渡しを求める訴えを提起し、請求を認容する判決が確定した後、YがXに対し、請求異議の訴えを提起し、その訴状において上記贈与契約は書面によらないものであるとして解除するとの意思表示をした場合には、後訴裁判所が解除の効果を異議の事由として認めてYの請求を認容する判決をすることは、前訴の確定判決の既判力に反し許されない。
- エ. 売主Xが買主Yに対し、絵画の売買契約が無効であったと主張して、所有権に基づく絵画の引渡しを求める訴えを提起し、請求を棄却する判決が確定した後、XがYに対し、再び所有権に基づく同一の絵画の引渡しを求める訴えを提起し、その訴状においてYが前訴判決の確定後も代金を支払わないとして上記売買契約を解除するとの意思表示をした場合に、後訴裁判所がXの主張を認めてXの請求を認容する判決をすることは、前訴の確定判決の既判力に反しない。
- オ. 貸主Xが借主Yに対し、消費貸借契約に基づく資金の返還を求める訴えを提起し、請求を認容する判決が確定した後、YがXに対し、請求異議の訴えを提起し、その訴状において、前訴における事実審の口頭弁論終結前から存在し、かつ相殺適状にあったXに対する反対債権をもって相殺する旨の意思表示をした場合には、後訴裁判所が相殺の意思表示の効果を異議の事由として認めてYの請求を認容する判決をすることは、前訴の確定判決の既判力に反し許されない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第43問】 (配点 : 2)

多数当事者訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.46】**）

- ア. Xの所有する甲土地上に乙建物を所有していたAが死亡し、Y1とY2がAを相続した。この場合において、XがY1のみを被告として乙建物を収去して甲土地を明け渡すことを求める訴えを提起したときは、裁判所は、この訴えを不適法なものとして却下しなければならない。
- イ. 鉄道事故の被害者Xが、鉄道会社Yを被告として不法行為に基づき損害賠償を求める訴えを提起した。この場合において、同一事故の別の被害者Zは、Yに対して不法行為に基づく損害賠償を求めるため、Xを被参加人として、上記訴訟に共同訴訟参加をすることはできない。
- ウ. 株式会社Yの株主Xが、Yを被告として、Zを取締役に選任した株主総会決議の取消しを求める訴えを提起したところ、ZがYを被参加人として補助参加をした。この訴訟につき、第一審裁判所がXの請求を認容する判決をした場合において、Yの控訴期間が経過した後であっても、Zが判決書の送達を受けた日から2週間以内に控訴を提起したときは、Zによる控訴は適法である。
- エ. XがYを被告として甲土地の所有権の確認を求める訴えを提起し、その係属中に、Yは、Zに対して甲土地を譲渡した。その後、Zにこの訴訟を引き受けさせる決定があった場合には、Zを除いてXとYとの間で訴訟上の和解をすることはできない。
- オ. 債権者Xが、主債務者Yとその連帯保証人Zを共同被告とし、Yに対して貸金の返還を、Zに対して連帯保証債務の履行を求める訴えを提起した。この訴訟において、Yが自己による弁済の事実を主張し、Zが当該弁済の事実を主張せず、Xが当該弁済の事実を争った場合でも、裁判所は、審理の結果、当該弁済の事実が認められるとの心証に至ったときは、当該弁済を理由として、XのZに対する請求を棄却する旨の判決をすることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第44問】 (配点 : 2)

控訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**【No.47】**）

- ア. 控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。
- イ. 明示的一部請求を認容した第一審判決に対して被告のみが控訴し、控訴審において新たに主張された相殺の抗弁に理由がある場合に、控訴裁判所が、債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額が第一審で認容された一部請求の額を超えるとして控訴を棄却することは、不利益変更禁止の原則に反して許されない。
- ウ. 附帯控訴の提起は、附帯控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。
- エ. 控訴人は、被控訴人が附帯控訴をしているときであっても、被控訴人の同意を得ずに、控訴を取り下げることができる。
- オ. 当事者の一方が控訴審の第1回口頭弁論期日に欠席したときは、その期日に出頭した当事者に、欠席した当事者に係る第一審における口頭弁論の結果を陳述させることはできない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第45問】 (配点 : 2)

民事訴訟法上の制裁に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、**[No.48]**、**[No.49]**順不同)

1. 控訴裁判所は、第一審判決を相当として控訴を棄却する場合において、控訴人が訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものと認めるときは、控訴人に対し、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の10倍以下の金銭の納付を命ずることができる。
2. 裁判所は、訴状の送達に必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じたにもかかわらず、その予納がないときは、決定で、訴状を却下しなければならない。
3. 裁判長が、当事者的一方に対し、特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出期間を定めたにもかかわらず、当事者がその責めに帰すべき事由により提出期間内に準備書面を提出しなかつたために訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その当事者が勝訴する場合であっても、遅滞によって生じた訴訟費用の全部を負担させることができる。
4. 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、過料に処する。
5. 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をしない場合であっても、裁判所は、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めたときでなければ、当該攻撃又は防御の方法について却下の決定をすることができない。